

被災地復興建設労働者育成支援奨励金支給申請書

申請日 平成 年 月 日

中央職業能力開発協会会長 殿
(労働局経由)

(千)
事業主 所在地

名称
代表者役職名
代表者氏名 印

(千)
所在地
代理人 名称

代表者氏名 印

被災地復興建設労働者育成支援奨励金の支給を受けたいので別添申請額内訳及び必要書類を添付のうえ、申請します。

1	受給資格認定番号	第		号							
2	職業訓練計画期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日	
3	雇用保険適用事業所番号		-		-		※雇用保険事業所非該当承認事業所は記載不要				
4	事業所の名称	0									
5	事業所の所在地	(千)		0)	0	電話番号				
6	支給申請額 (対象人数)										
		支給申請額			円	()		人			
7	奨励金の振込先	金融機関名			銀行			支店			
		フリガナ									
		口座名義									
		口座の種類	普通		・	当座	その他の場合はご記入ください→				
8	申請に関する担当者	所属			電話番号						
		氏名			Fax						
					E-MAIL			@			
9	受給資格認定申請書の提出の日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)を行ったことの有無				有		・	無	/		
10	労働保険料の過去2年間を超えての滞納の有無				有		・	無			
11	過去3年間において雇用保険二事業の助成金について不正受給を行ったことの有無				有		・	無			
12	支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行ったことの有無				有		・	無			
13	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主への該当の有無				有		・	無			
14	国・地方公共団体の補助金等の申請の有無		有		(名称)	・	無

※	決裁欄	受理年月日	平成	年	月	日
所長	部長・次長 課長・統括 上席・係長 職業指導官 担当	起案年月日	平成	年	月	日
		要件確認年月日	平成	年	月	日
		要件確認番号	第 号			
局長	部長 課長 課長補佐 職業指導官 係長 担当	支給(予定)額	円			
		通知書発送年月日	平成	年	月	日

※ 決裁欄には記入しないでください。
記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

【提出上の注意】

この申請書は、職業訓練実施期間が終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に、被災地復興建設労働者育成支援奨励金申請額内訳（様式第5-7号）、事業所ごとに作成している労働者名簿、貸金台帳等の被災三県で就労する者であることを証明する書類の写し（ただし、これらの書類を作成する義務のない、規模が小さく組織的関連ないし事務能力を勘案して一の事業という程度の独立性のない事業所にあつては、就労状況申立書（様式第5-8号）、受給資格認定通知書（写）、訓練機関が発行する修了を証明する書類（写）、off-JTの実施内容等を確認するための書類、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に関する訓練（以下「技術検定訓練」という。）については対象労働者が当該技術検定を受検しようとすることを証明する書類（受検票（写）等）、受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代等を支払ったことを確認するための書類（領収書又は振込通知書（写）、受講料の案内（一般的に配布されているもの）、請求内訳書（領収書の金額が講習内容等と異なるとき又は領収書等で内訳が確認できないとき）、宿泊費を支払ったことを確認するための書類（宿泊申込書（施設名、住所、連絡先、宿泊日、宿泊者、1泊あたりの単価が分かるもの）、宿泊の案内（一般的に配布されているもの）、領収書又は振込通知書（写））、対象労働者が立て替え払いをしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類、その他支給要件を確認するに当たって管轄労働局長が必要と認める書類とともに、事業所の所在地を管轄する労働局長に提出してください。また、当該労働局長が指揮監督する安定所長を経由して提出することもできます。

ただし、技術検定訓練が含まれている場合には、当該技術検定の試験日の翌日から起算して2ヶ月以内又は職業訓練実施期間が終了した日の翌日から記載して2ヶ月以内のいずれか遅い方が申請期間となります。また、職業訓練実施期間内に実際の訓練が早く終了した場合は、当該職業訓練の終了した日を職業訓練実施期間の終了した日とみなすことができます。

【申請にあたっての留意点】

- 1 本奨励金は、対象事業主が支払った受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代等（あらかじめ受講案内等で定められているものに限る）について、当該訓練を受けた対象労働者1人につき1コースあたり20万円を上限に支給します。また、受講に際して必要となる宿泊費について、対象事業主が支払った額の3分の2について対象労働者1人につき1泊5,800円（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の地域区分による乙地方に該当する地域に宿泊する場合は5,200円）かつ年間10万円を上限に支給します。ただし、宿泊費については、対象労働者が雇用される事業所の最寄り駅から宿泊地の最寄り駅までの距離が往復400キロメートル未満である場合には支給しません。
- 2 一の事業所に対する一の年度（支給申請日を基準とし4月1日から翌年3月31日までをいう。）の奨励金の支給額の合計が、500万円を超える時は、500万円を限度とします。
- 3 管轄労働局長は、奨励金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、奨励金の支給を行いません。
- 4 奨励金の支給申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、当該奨励金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 5 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。

【記入上の注意】

- 1 「*決裁欄」には記入しないでください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。
- 3 事業所の代表者（以下「事業所の長」といいます。）が、事業主に代わって本奨励金の申請をする場合は、事業主が事業所の長に対し、本奨励金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状（写）を提出してください。この場合、「事業主」の欄は事業主の記名のみとし、「代理人」の欄に、事業主の代行者となった事業所の長の記名・押印が必要です。
- 4 1欄は、今回の支給申請について受給資格認定通知を受けた認定番号を記入してください。
- 5 2欄は、今回の支給申請について受給資格認定を受けた職業訓練計画の期間を記入してください。
- 6 6欄は、様式第5-7号で算定した支給申請額の総額を記入してください。
- 7 7欄は、申請事業主名義の口座を振込先として記入してください。

- 8 8 欄の申請に関する担当者は、本奨励金の申請に関して、管轄労働局等との質疑応答が可能な方を記入してください。
- 9 9 欄には、本奨励金受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して支給申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがあるかどうかについて、該当箇所「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 10 10 欄は、この申請書の属する年度の前年度及び前々年度における労働保険料の滞納の有無について、該当箇所「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 11 11 欄は、本奨励金の受給資格認定日から過去3年において、雇用保険二事業の助成金にかかる不正受給を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 12 12 欄は、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行ったかどうかについて、該当箇所「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 13 13 欄には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主に該当するか否かについて、該当箇所「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 14 14 欄は、本奨励金の支給対象経費に対して、本奨励金以外で、国・地方公共団体からの補助金等を受けている、もしくは、申請しているかどうかについて、該当箇所「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。

【不支給要件】

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、奨励金の支給を行いません。

- 1 奨励金の支給に係る事業所において、受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがない事業主であること。
- 2 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去3年間に緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主であること。
- 3 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主であること。
- 4 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主であること。
- 5 奨励金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主であること。